福祉人材センター実施の各種貸付事業をご利用されている方へ

福祉人材センターで実施しております、下記の貸付事業につきまして、返還免除を受ける際の 要件を一部変更しましたので、お知らせします。

記

〈変更後〉

- 1 返還免除対象期間について
 - 返還免除対象期間について、「5年」「3年」「2年」の計算については、下記のとおりとする。
 - ① 5年 在職期間が通算1,825日以上であり、かつ、業務に従事した期間が900日以上
 - ② 3年 在職期間が通算1,095日以上であり、かつ、業務に従事した期間が540日以上
 - ③ 2年 在職期間が通算730日以上であり、かつ、業務に従事した期間が360日以上

※返還免除を受ける際の対象施設及び職種について、変更はありません。

2 適用時期について

令和7年4月1日

※令和7年4月1日以降に当然免除申請、裁量免除申請があった方から適用する。

- 3 対象となる貸付事業について
- ・介護福祉士等修学資金貸付事業(社会福祉士修学資金も含む)
- · 介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業
- 離職した介護人材の再就職準備金貸付事業
- ・福祉系高校修学資金貸付事業(返還充当資金貸付事業も含む)
- 介護分野就職準備金貸付事業
- · 障害福祉分野就職準備金貸付事業
- 4 その他

現在、貸付制度を利用されている方に新しい指定業務等従事届、指定業務等従事期間証明書の書類を令和7年3月下旬をめどに送付いたします。今後、手続きをされる際は、こちらの書類をご使用ください。

なお、本会ホームページにも3月下旬に新しい様式をアップしますので、こちらも併せてご 利用ください。